

災害援護資金借入申込書
(様式第1号)

表

記載例 「住居の半壊」

住居の被害と家財の損害で重複しての借入はできません

- ①被害の種類は、市町村が発行した被災証明書または罹災証明書により該当するものに○を付けてください。
- ②世帯主の負傷は、療養期間がおおむね1か月以上ある場合です。
- ③賃貸住宅でも住居の滅失・流失や半壊・全壊による取り壊しのため、引き続き居住できない場合は対象となります。

据置期間は、原則として3年です。
次のいずれかに該当する場合は、据置期間を5年にすることもできます。

①当該災害により世帯主が死亡したときまたは世帯主が障害者となったとき

②生活保護を受けている世帯または市町村民税非課税世帯

③当該災害により、住居が全壊・滅失・流失したとき

申込者は、被害を受けた世帯の世帯主です。

上記に記載した月収の合計額

連帯保証人の要件

①能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人以外)であること

②弁済の資力を有すること

③原則として、同一の市町村に居住していること
(同一の市町村に保証人となるべき方がいない場合はこの限りではない。)

④借入申込者と同一の世帯の方でないこと

⑤災害援護資金の借入申込者ではないこと

⑥すでに災害援護資金の貸付に関し連帯保証人となっていないこと

借入限度額の特例の対象となる「特別の事情(損壊した住居の残存部分の取壊し等)」があれば、この欄に必ず記載してください。

例) 解体費 に 3,000,000円

様式第1号(表) (第2条第1項)

災害援護資金借入申込書

(申込者所属市町村長経由)

被災日時
令和8年8月13日 19時00分頃

災害名
令和8年8月千葉豪雨

被害の種類
③ 世帯主の負傷 2 住居の全壊
住居の半壊 4 家財の損害
住居の全体が滅失

被害場所
〇〇市〇〇1122-33

償還方法
の希望
1 年賦元利均等10年償還
(①3年据置 ・ ②5年据置)
② 半年賦元利均等10年償還
(①3年据置 ・ ②5年据置)
3 月賦元利均等10年償還
(①3年据置 ・ ②5年据置)

借入申込額
170 万円

金融機関名称
△△信用金庫
支店名
△△支店
口座番号
1122334
区分
普通
フリガナ
チバ タロウ
名義
千葉 太郎

フリガナ
チバ タロウ
氏名
千葉 太郎
フリガナ
マルマルシマルマル
現住所
〇〇市〇〇1122-33 (方) 〒 200-1234
本籍
千葉県〇〇市
職業
会社員
勤務先の名称と所在地
〇〇商事
〇〇市〇〇9876-54
電話番号
987 (654) 3210

性別
男・女
生年月日(年齢)
昭和44年3月15日 (57歳)

郵便番号
電話番号

借入申込者について

世帯の状況と収入

氏名
千葉 太郎
世帯主との続柄
妻
年齢
57
健否
良
職業
会社員
収入(月収)
400,000
勤務先・学校名
スーパー〇〇
千葉 花子
妻
48
良
パート
80,000
〇〇大学
千葉 春夫
子
20
良
学生
0
収入合計
480,000 円
支出合計
450,000 円

資産の状況

土地
(1)宅地 400㎡ (2)田畑 0㎡ (3)山林 0㎡
住居の状況
(1)自宅 (2)借家 (3)借間 (4)同居
建物
(1)住居(延) 220㎡ (2)その他 0㎡
生活保護
負債
(内容) 住宅ローンなど (金額) 3,000,000 円

連帯保証人
(保証人が書いて下さい)

氏名
菜ノ花 次郎
郵便番号
200-9876
性別
男・女
生年月日(年齢)
昭和40年3月15日 (61歳)
現住所
〇〇市中町987-6
電話番号
123 (444) 5566
本籍地
千葉県〇〇市
職業
会社員
年収
9,000,000 円
申込者との関係
義兄
家族数
3 人
資産の状況
土地
(1)宅地 800㎡ (2)田畑 0㎡ (3)山林 0㎡
建物
(1)住居(延) 250㎡ (2)その他 0㎡
勤務先の名称と所在地
〇〇不動産 〇〇市中町987-6
電話番号
123 (987) 6543

この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況
(有・無) 状況

この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無
(有・無) 状況

貸る付理由を及受け資金の用途

理由
住居の修繕のため。
修繕費
に 5,000,000 円
に 円
に 円
に 円
計 5,000,000 円

資金の内訳
合計
5,000,000 円
災害援護資金で
1,700,000 円
手持資金で
3,300,000 円
その他()で 円

被災証明書または罹災証明書の災害名を記入してください。

被害の程度に応じた限度額以内の額を記入してください。
住居の被害と家財の損害が重複した場合は、住居の被害の限度額以内の額となります。

《参考》借入限度額

被害の程度	世帯主の負傷がない場合	世帯主の負傷ある場合
1 家財及び住居に損害がない	—	150万円
2 家財の損害	150万円	250万円
3 住居の半壊	170万円 (250万円)	270万円 (350万円)
4 住居の全壊	250万円 (350万円)	350万円
5 住居の全体が滅失・流失	350万円	350万円

住居を建て直す際の残存部分の取壊し等特別の事情がある場合は、
()の額。

送金希望先が休眠口座(※)になっていないことをご確認ください。

(※)休眠口座とは10年以上取引がない預金口座を指します。
本組合からの送金手続きを行った後に口座が休眠状態になっていることが判明した場合には送金エラーとなり、当日中の送金ができないことがあります。

月間の支出額

①住宅ローン、自動車ローン、借金などがあれば記入してください。
②金額は、借入申込日現在での残額を記入してください。

従兄弟・会社同僚など

同額となること。

「借入申込額」と同額。

必ず記入してください。

災害援護資金借入申込書
（様式第1号）

裏

記載例 「住居の半壊」

表面の「被害の種類」が「5 住居の全体が滅失」の場合は、ここに「滅失」または「流失」と記入してください。

被害の状況	被災時の具体的状況	令和8年8月千葉豪雨により住家が半壊した。		負傷	全治	カ月	
	住居の被害	(1) 全壊（	(2) 半壊（				
	家財の被害	・「家財の損害」の区分での申し込みでない場合は記入不要です。 ・損害を受けた家財だけでなく、被災時点で所有していた家財の全てについて記入してください。 ・被災時点に生活の本拠としていた住宅の家財が対象です。（店舗、事務所の備品等は対象外） ・自家用車、自動二輪車及び住居の修繕等にかかる費用は家財の損害に含まれません。					
		品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額
		たんす	円	円	テレビ	円	円
		本箱・本棚			デッキ・フレイヤー		
		食器・戸だな			パソコン		
		食卓					
		げた箱					
		鏡台					
		机・椅子					
		寝具					
		照明器具					
		エアコン					
		ストーブ・ヒーター					
		こたつ					
		冷蔵庫					
		炊飯器					
		オーブン・レンジ					
		洗濯機					
掃除機							
ミシン・アイロン			小計				
時計			合計				

貸付限度額の特例の対象となる「特別の事情（損壊した住居の残存部分の取壊し等）」があれば、この（ ）欄に必ず記入してください。

例） 補修が困難

上記のとおり災害援護資金を借入letak申し込みます。

令和8年×月××日

借入申込者 住所 ○○市○○1122-33
氏名 千葉 太郎 印

上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。

令和8年×月××日

連帯保証人 住所 ○○市中町987-6
氏名 葉ノ花 次郎 印

千葉県市町村総合事務組合長 様

災害援護資金借入の貸付審査及び債権管理のために必要があるときは、私及び私の世帯員の住民基本台帳、戸籍、資産、収入、課税・納税状況及び罹災(被災)証明書の発行内容について、千葉県市町村総合事務組合が千葉県市町村災害弔慰金の支給等に関する条例の規定により官公署、その他関係人(団体)等に調査を委託し報告を求めることに同意します。

なお、本書の複写も本書と同じ効力があるものと認めます。

借入申込者 千葉 太郎 印

連帯保証人 葉ノ花 次郎 印

※ この借入申込書の記載事項については戸籍簿、住民基本台帳、固定資産課税台帳、その他関係書類帳簿等と照合した結果、過誤のないことを証明します。

令和8年×月××日

○○市長 □ □ □ □ 印

(注) 1 ※印欄に借入申込者及び保証人は、記載しないこと。
2 償還方法の希望欄は該当するものの番号に○印を付すること（5年据置の場合は、政令7条第2項かつこ書の規定により厚生労働大臣が定める場合にのみ適用されるので、希望にそえないこともあります）。
3 借入申込額欄は、希望する額を記入すること（貸付額は、政令第7条第1項の規定により厚生労働大臣が被害の種類及び程度を勘案して限度額を定めているので、希望にそえないこともあります）。
4 送金希望金融機関は、借入申込者名義の普通預金口座を記載してください。
5 住居の被害欄は該当するものの番号に○印を付し、（ ）内にその状況を記載すること。
6 この借入申込書に次の書類を添付すること。
ア 被災地の各市町村の長の発行する罹災（被災）証明書
イ 市町村の長の発行する被災した日の属する年の前年（当該被災が1月から5月までにあつては前々年）の世帯全員の所得証明書
ウ 世帯主の負傷の場合には、療養見込期間及び療養費の概算額を記載した医師の診断書
エ 世帯全員の住民票
オ 保証人の住民票の写し並びに市町村の長の発行する所得証明書、固定資産評価証明書及び源泉徴収票等保証能力を証するに足る書類
7 この借入申込書は、申込者の所属する市町村の長を経由して提出すること。